

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、学校評議員制度を廃止し、学校運営協議会制度に移行するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 学校評議員制度の廃止に伴う規定の削除 (第32条の5 関係)</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の五を次のように改める。

第三十二条の五 削除

附 則

（施行期日）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(学校評議員) 第三十二条の五 削除</p>	<p>(学校評議員) 第三十二条の五 校長は、学校運営上必要があると認めるときは、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2  学校評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の実施、学校と地域社会の連携の進め方など、校長の行う学校運営に関して、意見を述べ、助言を行うものとする。</p> <p>3  学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長が委嘱するものとする。</p> <p>4  校長は、前項の規定により学校評議員を委嘱したときは、速やかに教育長に報告しなければならない。</p> <p>5  学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>6  学校評議員の運営等に関し必要な事項は、別に教育長が定める。</p>

# 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

令和5年3月22日  
高校の特色づくり推進課

## 1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成29年4月1日より学校運営協議会の設置が努力義務化された。それに伴い、順次各校において、学校評議員制度から学校運営協議会制度に移行し、この度、全校で移行が完了するため所要の改正をしようとするもの。

## 2 改正内容

学校評議員

学校評議員制度を廃止するため、第三十二条の五を削除する。

## 3 施行期日

令和5年4月1日